

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok
10110, Thailand 地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S&I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～タイの東部経済回廊へ向かう道は前途多難である～](#)

[～タイ日産とタイ地方配電公社は電気自動車充電施設の為の合意書へ署名する～](#)

[～タイを拠点として、ダイキン・ケミカル・サウスイーストアジア社は東南アジアを標的とする～](#)

[～タイ首相は進展の遅さにもかかわらず年末までの RCEP 交渉の終結に自信をみせる～](#)

[～タイ知的財産局\(DIP\)の知的財産権侵害抑止活動～](#)

[～タイ知的財産エンフォースメント統計：2019年1-4月分～](#)

[～タイ知的財産局は知的財産侵害を視界に捉える～](#)

[～タイ政府は東部経済回廊政策を猛烈に推進するが、企業は具体的な結果を要求する～](#)

[～ベトナムの輸出者は貿易協定のもとで利益を得る～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを7月25日付けで更新しました。

現在、ホームページを一新させる計画を進めています。早ければ今年終わり頃に完成する見込みとなります。

(8月、9月の祝祭日のお知らせ)

8月12日は祝祭日です。9月は祝祭日がありません。

(再信と更新：ミャンマー商標法、意匠法の仮和訳が日本特許庁より公表されました)

5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。施行日がいつになるのかが注目される処ですが、知財担当局が教育省から商務省に移行されるため、その行政部署移行が完了された時点と予想されま

す。現時点未定ですが、弊所の収集した情報によると年末の可能性が高いと思われます。

(意匠法(日本語仮訳))

<https://www.ipa.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(商標法(日本語仮訳))

<https://www.ipa.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

～編集者より～

ベトナム知財法改正が今年1月に遡って発効した。改正方針は、TPP11(環太平洋パートナーシップ協定)が、昨年12月に締結されたことに伴い、国内法制度をそれに合わせるために今年1月に発効したものである。主な改正点として、

(1) 特許権の新規性喪失の例外(知的財産法第60条第3項の変更及び4項の新設)

知的財産法第60条第3項では、新規性喪失の例外として、(1)6ヶ月以内に行われた権限のない者による公開、(2)権利者による科学的提示による公開、又は(3)博覧会等での公開、によっては新規性を喪失しない旨定めているが、TPP協定に従い、権利者、又は権利者から直接又は間接的に情報を入手した者によって公開され、公開日から12か月以内に出願された場合には新規性を喪失しない、という内容に改正された。

また、この新規性喪失の例外規定は、誤りによって公開された場合や権利者から情報を取得した者が権利者の承諾なしに出願した場合を除き、出願代理人によって出願の過程で公開された場合には適用されない旨の規定が追加された。

(2) 電子出願に関する規定(知的財産法第89条第3項の新設)

知的財産権の登録出願が書面又は電子的な方法で提出できる旨の規定が追加された。

(3) ライセンシーによる商標使用（知的財産法第 136 条第 2 項の変更）

知的財産法第 136 条第 2 項では、商標権者に対して登録商標を使用する義務を課し、5 年間使用されなかった場合には取り消される旨規定されているが、ライセンシーによる商標使用を商標権者による使用とみなす旨の一文が追加された。

(4) ライセンス契約の第三者対抗要件（知的財産法第 148 条第 3 項の新設）

商標ライセンス契約を除き、知的財産権のライセンス契約は登録した場合にのみ第三者に対抗できる旨の規定が追加された。

TPP 関連での改正法で、ASEAN の中では、シンガポール、ベトナムと改正案を国会通過させたことになる。マレーシアは TPP11 に含まれているものの、まだ批准後の各関連法改正案の国会通過はなされていない。ASEAN の中で、次第に TPP 対応において各国の差が出てきたように思える。

ではタイは、どうかというと、現政権の前の軍事政権

<https://jp.reuters.com/article/trade-tpp-thailand-idJPKBN1H600N>

及び、その前のインラック政権においても、TPP への加盟意向が公表されている。確かタイの副首相が来日した時

<https://mainichi.jp/articles/20180502/k00/00m/020/156000c> も、その加盟意向を伝えたことが、新聞マスメディアで報じられている。いつものことではあるが、タイでは、政治家の意向とは、かなり現実はかけ離れた状況でいる。

タイの知財関連法での TPP 加盟へのハードルとなっているのは、恐らく権利期間の延長（TPP18・46 条、18・47 条（特に医薬品））についてであろう。出願から登録査定まで 5 年、審査請求後から登録査定まで 3 年としなければならず、期間がかかるようであれば、その期間を権利期間延長できるものとするという規定が TPP にはある。これは、現状の審査期間（今かなり短縮されつつあるが、平均 8 年となっている）ということを考えて、まだまだ TPP 加盟には、時間がかかるもの

と思われる。特に医薬品関連特許の権利期間延長規定は、タイの世論対策上、合意形成ができるとは思えない。さらに、TPP の知財関連規定に、締結前提の条件（TPP18・7 条）として、微生物寄託に関するブタペスト条約、植物品種保護に関する UPOV 条約その他があり、現在のタイの状況では、未加盟な状態であるため、加盟への道のりは、気が遠くなるほど、遠いと感じる。TPP には、これらの国際条約加盟条件を猶予する期間を設けている（TPP18・83 最終規定）が、この中でベトナムは特許権利期間の延長についての導入猶予を 3 年としており、さらにブタペスト条約加盟については 2 年の猶予を規定している。マレーシアも同様にいくつかの TPP 規定に対し猶予期間を設けてあるが、4 年猶予がほとんどであり、ベトナムの対応の方がより早いと感じる。私が特に注目しているのは、ベトナムにおいてブタペスト条約加盟を 2 年以内とした点、他の条件を猶予 3 年としていることを考えると、際立って短い期間を設定している。結構ベトナム政府が TPP に期待するその本気度を表しているものと思える。ベトナムの政府関係者の今後の努力に是非注目したい。

～タイの東部経済回廊へ向かう道は前途多難である～

ビジネスコミュニティと地域住民の観点からすると、大掛かりな東部経済回廊（Eastern Economic Corridor, EEC）政策の実施にあたり、新政府は多くの困難に直面することを容易に予測できるはずである。東部地域タイ工業連盟（Federation of Thai Industries, FTI）の Orapin Sermpraphasilp 会長は、必要な法律は施行されており、EEC に特化した事務所も設立されたことに言及した。ビジネス関係者は、必要不可欠なインフラ計画への公的投資が加速することや、民間投資が促進されることに大きな希望をもっている。生産者は、労働省（Ministry of Labour, MOL）と、自身の製造工場の中にトレーニングセンターを設立する為の準備を進めているが、投資に対する 200%の税金控除を要求している。ビジネスコミュニティは、向こう 5 年間で、EEC の為に 40 万人の熟練労働者が必要であると見積もっており、Orapin 会長は、政府に対し、相当数の熟練労働力を確保できないと、ロボティクス、航空及びロジスティクス、バイオ燃料及びバイオ化学品、デジ

タル、及び、統合医療の新しい 5 つの S カーブ産業を設立するという目標の達成は難しいと、忠告した。同計画のもう一つの課題は、新技術の研究開発である。Orapin 会長は、ビジネスコミュニティは、可能であれば、税金還付の対象である大手企業が出資する研究開発ファンドの設立を計画している、と述べた。このファンドの充当先は、自身の操業効率と技術対応範囲の拡大を希望する中小企業である。廃棄物管理も、更なる障壁であり、Orapin 会長は、東部工業団地においては、不法投棄の問題解決に資する、より多くの処理施設が必要であると述べた。米中の貿易摩擦により、投資家は、代替候補地として魅力的な EEC への資金の移動を始めている。中国の代わりとして投資家が選ぶ最初の国は、引き続き、タイより良いインセンティブを提供しているベトナムである。ベトナムもタイと同様に外国企業に最長 99 年の工業団地の賃貸期間を提供しているが、タイと異なり紐付きではない点を Orapin 会長は指摘した。在タイ外国人商工会議所連合会（Joint Foreign Chamber of Commerce in Thailand, JFCCT）の Stanley Kan 会長は、タイについて、高騰する地価、熟練労働者の不足、お役所仕事を心配している。タイ開発研究所（Thailand Development Research Institute, TDRI）で、EEC を中心に研究する Saowaruj Rattanakhamfu シニアリサーチフェローは、軍事政権下ではトップダウン方式でプロジェクトが主導され、地域コミュニティは脇へ押しやられていたことから、新政府は、地域住民の参加を真剣に検討すべきであると述べた。

（2019 年 6 月 15-16 日、タイネーション）

～タイ日産とタイ地方配電公社は電気自動車充電施設の為の合意書へ署名する～

次の充電を心配する Nissan Leaf の顧客は、昨日、良いニュースを聞くことができた。タイ地方配電公社（Provincial Electricity Authority, PEA）は、タイ日産と、自宅充電のオプションと内陸地方において、整備された電気インフラを設置するための合意書へ署名した。この合意書は、タイ日産と PEA が協力し、電気自動車顧客向けに、充電システム、技術スキルトレーニング、及び公共充電施設に向けたサービスマニュアルに沿って、アクセスの容易化を保証するためのものである。タイ日産の Ramesh Narasimhan 社長は、今回の取り決めは、2018 年に、日産が首

都圏配電公社（Metropolitan Electricity Authority, MEA）と結んだ、バンコク首都圏地域の Nissan Leaf 所有者向けの自宅充電の解決策を提供するための合意書に続くものであると述べた。日産はまた、先月、Delta Electronic Thailand を Nissan Leaf 顧客向けの公式充電設備提供者に選定する為の契約へも署名した。日産は、引き続き、EV 販売店ネットワークを 32 の正規 Nissan EV ショールームとサービスセンターとともに全国展開し、顧客がタイのどこにいても専門的に訓練されたサービススタッフや、専用の充電施設へアクセスできるよう引き続き開発を進めて行く計画である、と Narasimhan 社長は付け加えた。同社長によれば、タイにおける EV の成長見通しはとても前向きであり、日産の委託による最新の Frost & Sullivan の調査によれば、タイ政府は、タイでの EV の使用を強化することで EV 時代の加速を計画し 2036 年までに全国で 120 万台の EV が走っていることを期待している。Narasimhan 社長は日産は、この改革を支援できる事に誇りをもっている、と述べた。

（2019 年 6 月 19 日、タイネーション）

～タイを拠点として、ダイキン・ケミカル・サウスイーストアジア社は東南アジアを標的とする～

冷蔵庫の輸入と製造を営むダイキン・ケミカル・サウスイーストアジア社は、エコ・フレンドリーな冷媒と再充填可能なシリンダーの新規充填ステーションとともに、冷媒市場をさらに開発するため、そのエコ・フレンドリーなイノベーションを展示している。同社の目標は、東南アジア市場への参入を深めることでエアコンの製造販売において No.1 になることである。小西壮社長は、同社は国際基準の冷媒の製造企業として顧客から信頼を得ている、と述べた。小西社長は、今年、ダイキン・ケミカル・サウスイーストアジア社は、エコ・フレンドリーであるとみなせる、最重点可能なシリンダー内に充填された、温室効果ガスを減少させる特別な冷媒と、顧客からの需要に応じ環境への影響を軽減するための生産に向けた、特別な冷媒ステーションの設置について、紹介する準備ができた、と述べた。小西社長は、現在の同社の目標は、タイにおける市場シェアの拡大であり、エアコンの需要とそのポ

テンシャルが安定成長している市場である東南アジアにおけるプレゼンスの拡大の準備ができた、と述べた。同社はエアコンや家庭向け製品だけでなく、自動車業界や、石油化学産業及び建設業向け保護コーティング、食品容器向けの繊維や紙に対する耐水耐油加工、電子基板への拡大も計画している。同社は、安全とエコ・フレンドリーのために、大気中への残存カスの拡散を減少させることに役立つ、フルオロカーボンの排出をコントロールするシリンダーを紹介した。シリンダーの再充填とロジスティクスにおいては、同社は産業用ガスの製造販売において 20 年超の経験を有し、国際的に知られた Thai Special Gas (TSG s) 社に信頼を置いており、これが、両社初の協業となる。よりエコ・フレンドリーな冷媒 R32 は、まだ市場に広くは流通していないが、地球温暖化係数 (Global Warming Potential, GWP) が低く、ハイドロフルオロカーボンの使用を結果的に減らすことのできるダイキンの R32 の需要は増えてきているようである。

(2019 年 6 月 20 日、タイネーション)

～タイ首相は進展の遅さにもかかわらず年末までの RCEP 交渉の終結に自信をみせる～

今週末に行われたアセアンサミットでの大幅な前進をもって、タイは、東アジア地域包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP) の交渉が本年末までに完了することに自信を持っていると、同サミットで議長を務めたプラユット首相は述べた。タイの目標は、7 月末までに 2 つの追加された章に対する交渉を完了することである。これまでに、RCEP の 20 章中 7 章の交渉が行われた。アセアン議長を務めているにも関わらず、ほぼ交渉が停滞していた今年上半期の後で、タイはこの 2 つの章を来月までに完了させることで進展を示す意向である。アセアン加盟 10 か国と、中国、インド、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドをまとめるこの巨大貿易協定は、過去 7 年間にわたり交渉が立ち往生していた。プラユット首相は、RCEP 協定の交渉が成立した暁には、世界経済の大きな部分を占める多国籍貿易地域が RCEP 加盟 16 か国により形成されて、これは、将来において、他国とのアセアンの交渉力を向上させることになる、

と述べた。タイ商務省によれば、2018年のRCEP加盟国間の取引は、国際貿易の1/3に上り、約700億米ドルに達し、タイのRCEP加盟国への輸出は、タイ合計輸出高の58%であった。昨日、通商交渉局（Department of Trade Negotiation, DTN）の職員が、メルボルンへ向け出発した。メルボルンでは、RCEP加盟16か国が未決着の問題解決のために6月25日から7月4日まで会議を行う。DTNのAuramon Supthaweethum局長によれば、メルボルンでの会合においては、未解決である13章全てを扱うとともに、特に、商品の原産地証明規則と金融、テレコム及び専門職分野の貿易の2つの章に重点を置くと述べた。Auramon局長は、この2つの章の交渉が、メルボルンで終結することを期待していると述べ、最近、残るほぼ13章すべてにおいて、アセアン加盟国は共通のポジションを取るようになったと、付け加えた。課題となる分野は、Auramon局長によれば、物品の貿易、サービス貿易及び知的財産基準である。物品とサービスの貿易においては、中国やインドといった、二国間自由貿易協定を結んでいない国が存在することであり、貿易担当の政府職員によると、このような国とは、構築済みの自由貿易協定の枠組なしに議論を行わねばならない。他方で、Auramon局長によれば、先進国と開発途上国の間での知的財産保護基準、例えば、日本、オーストラリア及び韓国などの先進国の知的財産規則の基準は高く、開発途上国は、先進国の基準に合うようにすることに苦戦する点を解決する必要がある。

（2019年6月24日、タイネーション）

～タイ知的財産局(DIP)の知的財産権侵害抑止活動～

DIP および経済犯罪鎮圧課(Economic Crime Suppression Division : ECSD)職員は共同して、2019年7月6日にサムットプラカーン県で、また、7月7日にナコーンパトム県で立入検査を行い、合わせて6件の知的財産権侵害を発見し、3名を逮捕した。2日間で、グッチ、ハローキティ、カシオ、アップルなどを含む商標をコピーした合計359件の帽子、衣類、スマートホンケース、および腕時計が押収された。

（2019年7月11日、タイ知的財産局ウェブサイト）

～タイ知的財産エンフォースメント統計：2019年1-4月分～

2019年1-4月分の、タイ知的財産エンフォースメント統計が公開された。

所管官 庁	適用条 文	2018年		2019年1-4月		2018年同期（1- 4月）との 比較	
		摘発件 数	押収点数	摘発件 数	押収点 数	摘発件 数(%)	押収点 数(%)
タイ国 家警察	商標法	3,936	437,350	803	215,747	38.80 %	47.99 %
	著作権 法	1,930	85,403	686	25,168	6.63% %	11.59 %
	特許法	18	4,281	1	3	83.33 %	99.79 %
	小計	5,884	527,034	1,490	240,918	24.03 %	37.14 %
特別捜 査局	商標法	25	88,293	1	25,450	88.00 %	13.53 %
	著作権 法	0	0	0	0	0.00% %	0.00% %
	特許法	0	0	0	0	0.00% %	0.00% %

	小計	25	88,293	1	25,450	- 88.00 %	- 13.53 %
税関局		1,029	10,210,21	1	299,36	5.83%	- 91.20 %
合計		6,938	10,825,53	1,854	566,73	- 19.83 %	- 84.32 %

(S&I 注：税関局分については、適用条文は記載されていない。また、表中、商標法は 1991 年商標法、著作権法は 1994 年著作権法、特許法は 1979 年特許法を示す。2018 年同期との比較の項目において、%表示の数値の前にマイナスを付したものは、サイト上では注釈なしにカッコがきで記載されていたものである。)

(2019 年 7 月 12 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイ知的財産局は知的財産侵害を視界に捉える～

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)は、オンライン上で販売される偽物と取り組むため、主要なオンラインプラットフォーム及び関連団体とチームを組んだ。DIP のトサポーン局長は、オンラインプラットフォームを介した商標および著作権に対する知的財産侵害と取り組むための、ネットワークにおける協力をどのように作り上げるかについて、金曜日に Lazada、Shopee、Facebook および Google を含む主要プラットフォームとともに、法律事務所や、特別捜査局(Department of Special Investigation's : DSI) 、タイ国家警察 (Royal Thai Police : RTP) およびタイデジタル経済・社会省(Ministry of Digital Economy and Society : MDES)を含む政府機関と議論を行う予定である、と述べた。オンラインでの商標侵害は主にバッグ、腕時計、化粧品、家電および電子機器において起きており、また、著作権侵害は、特に映画および音楽に対する知的財産

侵害としてみられるものであって、何百もの海賊版の TV チャンネルやビデオオンデマンド番組を通常安価な年会費で視聴可能とするセットトップボックスもまた急増している。トサポーン局長は、しかしながら、いくつかのケースにおいて、消費者が、自身で購入したものが偽物であることに気づいていない場合がある、と述べた。トサポーン局長によると、オンラインプラットフォーム上の著作権侵害を管理する 2007 年コンピュータ関連犯罪法以外に、商務省は、時間のかかる裁判所手続を経ることなくウェブサイトから海賊版コンテンツを取り下げさせることを著作権者に対し許容する著作権法改正を求めている、と述べた。改正法は公聴会と商務大臣からの承認を受けて、現在、法制委員会(Council of State : COS)において調査中のまま留め置かれている。法案のもとでは、ハッキングに用いるデバイスを製造、販売、貸出あるいは輸入した者は起訴されるが、現行法では、これらデバイスの製造者および販売者は対象とされていない。タイ電子商取引開発庁 (Electronic Transactions Development Agency : ETDA)によると、タイにおける e コマースは年率 8-10%で急成長している。e コマース分野は 2019 年に、2018 年から 14%増の 3 兆 3 千億バーツ規模に成長することが予測されている。(2019 年 7 月 17 日、バンコクポスト)

～タイ政府は東部経済回廊政策を猛烈に推進するが、企業は具体的な結果を要求する～

プラユット首相は、主に東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor, EEC) 計画に重点を置いた、12 の緊急政策及び 12 の長期政策を通じてタイを先進国へ押し上げる事を目的とした、政府政策声明を 7 月 25 日 (木) に国会で開示すると述べた。緊急政策の 6 番目は、ターゲット産業の推奨と、バイオ経済、循環経済及びグリーン経済の開発による、“Future Proof”経済システムを求めるものである。他方で、長期政策の 5 番目は、技術の進歩とイノベーションを利用することにより、タイ経済と競争力を開発することを示している。この政策の下で政府は、タイ全土におけるより効率的な電気及びエネルギー管理システムの為のパイロットプログラムとして資するインテリジェントパワーグリッドを EEC 内へ設立することを計画

している。タイ工業連盟（Federation of Thai Industries, FTI）の Suphan Mongkholsuthee 理事長によると、企業は、国会で政府が発表する政策、特に、推奨している産業と EEC 関連政策を政治が実際に実施することを確認したいようである。Suphan 理事長は、政府は、EEC 域内の巨大プロジェクトのインフラ投資の推進に注力するべきであり、また、早急に、目に見える有形の成果を届けるべきである、と述べて、そうすることによってのみ、国内外の企業の間、ハイテク産業への投資や、長い目で見た際のタイの製造能力強化への投資に対する自信を構築できる、と述べた。

（2019年7月23日、タイネーション）

～ベトナムの輸出者は貿易協定のもとで利益を得る～

環太平洋パートナーシップ（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP（通称 TPP11））の下で提供される輸出税優遇が、今月、ベトナムで公布される。財務省（Ministry of Finance, MoF）は、2019年1月14日から2022年12月31日までの、TPP11の下でのベトナムの特恵関税率に対する法案を提出した。同法案のもとで MoF とベトナム税関総局（General Department of Vietnam Customs）は、企業が適切な特恵関税を選択できるよう自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）と TPP11 の関税の比較を試みた。特恵関税は2つの国別グループに分かれており、1つのグループにはカナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びシンガポールが含まれ、TTP11 を 2018 年末に施行した。もう一つのグループは 2019 年から施行する。よって物品を輸入する企業は、関税表を確認し、減税のスケジュールを理解する必要がある。予定では、300 以上の物品の関税が軽減されるが、企業は、特恵関税適用のための原産地証明書の取得が必要である。TPP11 で使用される原産地証明書は、12 か月以内の複数回の輸出及び多くの異なる輸入者に対し発行される。カナダは、ベトナムの主力商品区分である水産物の関税を早い段階で撤廃し、また、米、米製品、コーヒー、緑茶、果物及び野菜についても TPP11 が施行となった時点で関税を撤廃していた。商工業省（Ministry of Industry and Trade, MoIT）の輸出入局によれば、ベトナムの

衣料品、繊維及び革靴の輸出企業の多くが TPP11 の下での原産地証明書をカナダへ輸出する際に活用したようである。日本への輸出においては、ベトナムが優位に立つ冷凍及び加工エビなどの大半の海産物が TPP11 施行直後から非関税の恩恵を受けているようである。MoIT によれば、関税の軽減はベトナム製品におけるただ一つの優遇項目で、企業は、自身の商品が品質及び技術基準に適合していることを保証しなければならない他、輸入者からの原産地証明書に対応しなければならない。ベトナムは、TPP11 加盟国の内の 7 か国と FTA を交わしており、内 4 か国との二国間貿易による売上高は比較的高く、70 億米ドル近くを達成した。カナダやメキシコといった二国間 FTA を交わしていない国への 2018 年の輸出高は、それぞれ 46 億米ドル、34 億米ドルにとどまっている。2019 年第一四半期のベトナム商品のカナダへの輸出は、8 億 6,400 万米ドルへ到達し、前年比 42.7%増しであったが、これらの市場におけるベトナムの輸出は、各国の輸入高のたったの 1-2%にすぎないことから、カナダとメキシコは、ベトナムで TPP11 が施行後の有望な輸出相手国である。実際には、ベトナム企業は、主として品質、商品の数量、配送時間や受取といった取引問題にしか目を向けておらず、適用可能な法律や紛争解決における対策といった法的要因などを軽視している。

(2019 年 6 月 20 日、タイネーション)